

・あらかじめ市への届出をし、「景観形成基準」への適合を確認する必要がある規模です。  
**※ここで示す規模以上の行為ができないという意味ではありません。**

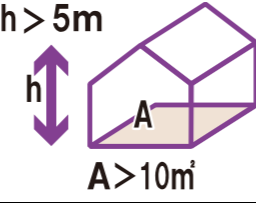
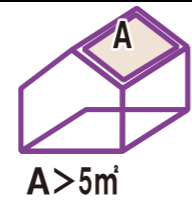
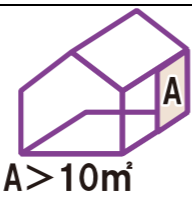
## 2. 届出の対象となる行為（案）

一定の規模以上の建築等の行為を行おうとする場合は、届出が必要です。地区の特性に合わせて、届出を求める規模を検討します。

- ・赤字の項目は、重点地区でのみ、届出の対象とします。
- ・青字の項目は、東海道沿道地区でのみ届出の対象とします。

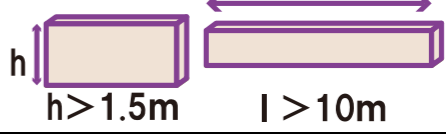
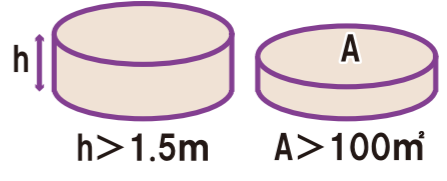
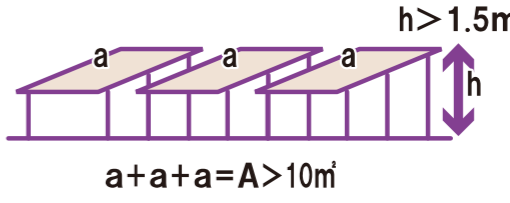
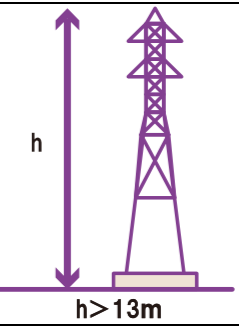
※工場については、届出の対象とする規模は、一般地区の規定と同様とします。

<届出対象行為の案>

| 項目 | 行為の規模等                             |  |                                | 一般地区<br>(重点地区以外の市全域)                                |
|----|------------------------------------|--|--------------------------------|---|
|    | 石部地域旧東海道沿道地区                       |  |                                |   |
|    | 戸建て住宅                              | 集合住宅   | 店舗<br>(店舗併用住宅を含む)              |   |
| 1  | 建築物の新築、増築、改築または移転                  | 行為に係る部分の床面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるものまたは高さが 5 mを超えるもの<br> | h > 5m<br>A > 10m <sup>2</sup> | 高さ 13m以上もしくは4階建て以上または延床面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの |
|    | 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更 | 太陽光発電設備等の設置で、設置面積の合計が 5 m <sup>2</sup> を超えるもの<br>           | A > 5m <sup>2</sup>            |   |
|    |                                    | 行為に係る部分の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの<br>                | A > 10m <sup>2</sup>           |   |
|    |                                    | 太陽光発電設備等の設置で、設置面積の合計が 5 m <sup>2</sup> を超えるもの  |                                |   |



- ※1 その他の工作物
- (1) 煙突またはゴミ焼却施設
  - (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
  - (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
  - (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
  - (5) 高架水槽
  - (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
  - (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
  - (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

| 項目 | 行為の規模等                     |  |  | 一般地区<br>(重点地区以外の市全域) |   |
|----|----------------------------|--|--|----------------------|---|
|    | 石部地域旧東海道沿道地区               |  |  |                      |   |
|    | 戸建て住宅                      | 集合住宅   | 店舗<br>(店舗併用住宅を含む)  |                      |   |
| 2  | は工作物の新設、模様替えまたは色彩の変更       | 垣(生垣を除く)、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの  | 行為後の高さが 1.5mを超えるものまたは長さが 10mを超えるもの<br>                              | 高さ 13m以上のもの          |   |
|    | 汚水または廃水処理施設                | 送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物  | 行為後の高さが 1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの<br> |                      |   |
|    | 太陽光発電設備等                   | 太陽光発電設備等の設置面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるものまたは高さが 1.5mを超えるもの<br> | 行為後の高さが 13mを超えるもの<br>  |                      |   |
|    | その他の工作物                    | 行為後の高さが 5mを超えるもの   | h > 13m  |                      |   |
|    | 3                          | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為  | 行為に係る部分の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの  |                      | 行為に係る部分の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの |
|    | 4                          | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更  | 切土により生じる法面の高さが 1.5mを超えるものもしくは法面の長さが 10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの  |                      |   |
|    | 5                          | 木竹の伐採  | 高さが 5mを超えるもの   |                      |   |
| 6  | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | 高さが 1.5mを超えるものまたはその行為に係る部分の面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの（堆積された物件を外部から見通すことができない場所での行為または、期間が 30 日以内の行為は除く）   |  |                      |   |
| 7  | 水面の埋立てまたは干拓                | 盛土により生じる法面の高さが 1.5mを超えるものもしくは法面の長さが 10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの  |  |                      |   |

・様々な可能性を考慮し、東海道沿道では、可能性が低い工作物についても念のために対象としています。

・様々な可能性を考慮し、念のために水面の埋立てまたは干拓についても対象としています。

